

計量器の種類および手数料額等一覧表

計量器の種類	能力	金額		
		(※5割加算/5割加算×2)		
<b>電気式はかり</b> 電気抵抗線式はかり・誘電式はかり・電磁式はかり・光電式はかり等 	100kg 以下	1,400 円	(※2,100 円 / 2,800 円)	
	250kg 以下	1,800 円	(※2,700 円)	
	500kg 以下	2,200 円		
	1t 以下	3,100 円		
<b>棒はかり・直線目盛ばね式指示はかり</b> 	1 個	250 円		
<b>機械式はかり</b> 手動天びん・等比皿手動はかり・不等比皿手動はかり・台手動はかり・ばね式指示はかり・手動指示併用はかり等 	100kg 以下	500 円		
	250kg 以下	900 円		
	500kg 以下	1,500 円		
	1t 以下	2,100 円		
<b>分銅・おもり</b> 分銅・定量おもり・定量増おもり	1 個	10 円		
<b>大型 (1t 超) はかり</b> トラックスケール等 	<b>能力</b>	<b>金額</b>	<b>能力</b>	<b>金額</b>
	2t 以下	3,700 円	30t 以下	19,100 円
	5t 以下	6,900 円	40t 以下	21,600 円
	10t 以下	10,700 円	50t 以下	29,800 円
	20t 以下	15,000 円	50t 超	51,200 円

高精度 (目量/表す量が 1 / 10000 未満) のはかりは、5割加算

複目量 (レンジ切り替え) のはかりは、レンジが 1 増すごとに 5割加算

# 福島市手数料条例（抜粋）

昭和 49 年 3 月 29 日 条例第 9 号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき徴収する手数料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の種類及び金額)

**第2条** 手数料の種類及び金額は、別表第1のとおりとする。

別表第1（第2条関係）2計量法関係 ※抜粋

種 類	事 務	名 称	金 額
一 計量法(平成四年 法律第五十一号)第十 九条第一項に基づく 定期検査	定期検査手数料	<p>特定計量器一個につき</p> <p>(一) 非自動はかり</p> <p>(1) 電気式はかりであつて、ひょう量が一トン以下のもの 千四百円</p> <p>ア ひょう量が百キログラム以下のもの 千八百円</p> <p>イ ひょう量が二百五十キログラム以下のもの 二千二百円</p> <p>ウ ひょう量が五百キログラム以下のもの 三千百円</p> <p>エ ひょう量が五百キログラムを超えるもの 三千百円</p> <p>(2) 棒はかり又はばね式指示はかりであつて、直接目盛のみがあるもの 二百五十円</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの</p> <p>ア ひょう量が百キログラム以下のもの 五百円</p> <p>イ ひょう量が二百五十キログラム以下のもの 九百円</p> <p>ウ ひょう量が五百キログラム以下のもの 千五百円</p> <p>エ ひょう量が一トン以下のもの 二千百円</p> <p>オ ひょう量が二トン以下のもの 三千七百円</p> <p>カ ひょう量が五トン以下のもの 六千九百円</p> <p>キ ひょう量が十トン以下のもの 一万七百円</p> <p>ク ひょう量が二十トン以下のもの 一万五千円</p> <p>ケ ひょう量が三十トン以下のもの 一万九千百円</p> <p>コ ひょう量が四十トン以下のもの 二万九千八百円</p> <p>サ ひょう量が五十トン以下のもの 二万九千八百円</p> <p>シ ひょう量が五十トンを超えるもの 五万二千二百円</p> <p>(4) 表す量に應ずる目量の比が一万分の一未満のものにあつては、(1)から(3)までに掲げる金額の五割の額を加算するものとする。</p> <p>(5) 複目量を有するものにあつては、計量範囲が一増すごとに(1)から(3)までに掲げる金額の五割の額を加算するものとする。</p> <p>(二) 分銅又はおもり 十円</p>	
二 計量法第百二十七 条第三項に基づく検査	適正計量管理事業所 指定申請検査手数料	一件につき 七千四百円	